

「もちまき 山口県」ロゴデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人山口県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が権利を保有する「もちまき 山口県」ロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 ロゴデザインを使用する者は、あらかじめ仕様承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、観光連盟会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用届（様式第2号）のみとし、この限りでない。

- (1) 山口県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 山口県内の学校教育法第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請及び届出を省略することができるものとする。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) 個人が個人的に使用、又は家庭内で使用するとき。
- (3) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴデザインの使用を承認するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 観光連盟及び「もちまき」のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴデザインを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) そのほか、会長が不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、使用(変更)承認通知書（様式第3号）をもって行うものとする。

(使用許可期間)

第4条 ロゴデザインの使用許可の期間は、使用を許可した日から使用を承認した日の属する年度の3月31日までとする。

2 使用承認期間が満了する日までに、会長又は使用承認を受けた者から何らの意見表示がないときは、使用承認期間は更に1年間延長されるものとする。

3 前2項の規定に関わらず、使用形態等により会長及び観光連盟が別に使用許可期間を付することがある。その場合は、前項の規定は適用しない。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴデザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第7条 ロゴデザインの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用内容変更申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、使用(変更)承認通知書（様式第3号）をもって行う。
- 3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(使用状況の報告等)

第8条 会長は、第2条第1項ただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、ロゴデザインの使用状況について報告を求めることができる。

- 2 会長は、ロゴデザインの使用の承認を受けた者に対し、使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取消し)

第9条 会長は、ロゴデザインの使用が要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消通知書（様式第5号）をもって行う。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、ロゴデザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長及び観光連盟はその責めを負わない。

- 2 ロゴデザインの使用承認を受けた者が、ロゴデザインの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長及び観光連盟は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴデザインの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月10日より施行する。